

広報 笑 顔

スマイル
2020.4.20 No.165

住まいの再建相談会

中止のお知らせ

広報あびら4月号と合わせ折り込みをしていた、4月22日開催の相談会は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため中止となります。次回は5月中の開催を検討していますので、日程等の詳細が決まり次第、広報紙、ホームページ、あびらチャンネルにてお知らせします。

相談を検討されていた方へ

中止の対応として、町及び関係機関と連携し、電話等での相談も受け付けします。

相談内容は、融資（住宅金融支援機構）、建築（北海道建築士会、北海道建築士事務所協会）、町の支援制度です。

※相談内容により外部機関を紹介することもあります。

問合せ 総務課復興・生活再建支援室
☎2511

単身高齢者生活共同施設「は」と苑」入居者募集について

入居対象者 町内に居住するおおむね65歳以上の単身者であって、身体上若しくは生活上の理由及び経済上の理由により現に住んでいる居宅において日常生活を営むことが困難な方または家庭の事情により家族と同居して生活することが困難な方。（自立した生活ができる方が対象）

募集居室 3室（和室6畳）
募集居室の使用料（現在）

1か月 48,500円（管理費・光熱水費・給食費含む）
設備 入居者共同の洗濯機、乾燥機、洗面所があります。
※給食を提供します。
※事前に施設見学できます。

住所 追分中央1-71

問合せ 住民サービス課住民サービスグループ
☎2411

目次

お知らせ	1~2
公営住宅入居者募集	3
生涯学習だより「きらり」	4~7
地域安全ニュース	8

結核検診のお知らせ

65歳以上の対象となる方には個別に問診票と詳しい日程表を送付しますので、ご都合に合わせて受診してください。1年に一度は検診を受けて肺の状態を確認しましょう。

その他の各種健診（健康診査、各種がん検診）については、広報あびら4月号をご覧ください。

日程 5月11日(月)~15日(金)
問合せ 健康福祉課健康推進グループ
☎7071

令和2年度集合狂犬病予防注射を実施します

犬を飼っている方は、毎年一回、飼い犬に狂犬病予防注射を受けさせることが法律で義務づけられています。

予防注射の対象は、生後91日以上の犬が対象ですので町内巡回の集合予防注射などを

利用し接種してください。なお、巡回予防接種は5月18日から22日までの間に実施しますが、詳細は、広報あびら5月号でお知らせします。

生後91日以上の犬を飼われている方は、飼い犬の登録が必要ですが、これは、犬の所在地などを正確に把握するために法律で義務づけられています。巡回集合予防注射を希望される方は、まだ登録が済んでいない方は、事前に左記にお問い合わせください。

※町内巡回集合予防注射は、新型コロナウイルスの影響により中止となる場合があります。
問合せ 税務住民課住民生活グループ
☎2940

ときわ公園パークゴルフ場・ときわキャンパスパークゴルフ場オープン延期について

広報あびら4月号で、4月29日（水・祝）にオープンと周知しましたが、災害復旧工事を行った箇所の状態が悪いため延期します。オープンの日程決定後、広報で周知しますので、ご理解の程お願いします。

問合せ 建設課土木・公園グループ
☎7075

訪問販売にご注意を！

町内の高齢者宅で、高額布団が売り付けられる事件が発生しました。一人では対応せず、家族や近所の人など周囲の人に同席してもらうようにしましょう。

また、不要なものであれば、断ることが大切です。被害や脅迫的行為を受けた場合はお問い合わせください。

問合せ 北海道立消費生活センター相談電話 ☎050-7505-10999
産業経済課商工労働観光グループ
☎2515

地域サロンあん開催します

日時 5月11日(月)12時~15時
場所 追分ふれあいセンターい・ぶ・き

※お茶、コーヒー、お楽しみ甘味をご用意（参加費無料、昼食持参OKです）
※男性も女性もお気軽にご参加ください。

※安平町支え合い活動交付金、社会福祉協議会助成金を受け運営しています。

問合せ 代表 佐々木
☎3706

安平町生涯学習計画 第3期計画の策定について

安平町教育大綱の決定について

◇安平町生涯学習計画 第3期計画の策定について

安平町生涯学習計画 第3期計画を次のとおり策定しましたのでお知らせします。

これまでにパブリック・コメントなどの町民参画を実施してきました安平町生涯学習計画 第3期計画について、3月25日に開催した令和元年度第16回安平町教育委員会において承認され、当該計画を策定しました。

▶計画期間

令和2年度～令和6年度の5年間

▶生涯学習計画とは

- ・安平町総合計画を上位計画とし、教育分野における個別計画として位置づけ、安平町の生涯学習を推進する視点と施策を掲げています。
- ・安平町まちづくり基本条例第18条第1項に規定する「生涯学習計画」として策定しているとともに、教育基本法第17条第2項に規定される「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」としての性格を併せ持っています。

◇安平町教育大綱の決定について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律において、市町村長が定めることとしている教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下「教育大綱」）について、安平町では、3月25日に開催した令和元年度第2回安平町総合教育会議において、「安平町生涯学習計画 第3期計画をもって安平町教育大綱に代える」ことが了承され、同月27日に安平町教育大綱を決定したのでお知らせします。

問合せ 安平町生涯学習計画に関することは安平町教育委員会事務局 ☎ ㊟7036

安平町総合教育会議などに関することは政策推進課 ☎ ㊟2751 へお問い合わせください。

安平町既存住宅耐震診断等費用補助金交付制度のご案内

安平町内にある既存住宅の耐震診断、補強設計及び耐震改修工事を行う方に対し、その費用の一部を補助します。

募集期間 4月1日(水)～12月15日(火)

上記期間内に先着順で申請を受け付けます。

また、予算額に達した場合は、募集期間前に終了する場合があります。

対象住宅 昭和56年5月31日以前に着工された住宅

申請年度の1月末日までに完了する工事であること

建築基準法その他関係法令に違反していないこと

対象者 町内に住所を有し、対象住宅を所有かつ居住する個人

町に納付すべき町税等を滞納していないこと

補助金額 耐震診断：耐震診断に係る経費の2/3（上限 89,000円）

補強設計：補強設計に係る経費の2/3（上限 100,000円）

耐震改修工事：耐震改修工事（※）に係る経費の23%（上限 822,000円）

※外壁・屋根・断熱等の付帯工事については、耐震改修工事を行うために必要な範囲のみ対象になります。ただし、従前と同等の仕様であることが条件になります。

その他 耐震診断を行う者は、建築士の資格を有し、かつ北海道の耐震診断・耐震改修技術者名簿において耐震診断の講習区分で登録している者、または耐震改修促進法施行規則第5条第1項各号に掲げる耐震診断資格者である必要があります。

申請に必要な書類 ・安平町既存住宅耐震診断等費用補助金交付申請書（様式第1号）・住民票の写し
・登記事項証明書（建物）・納税証明書・位置図、配置図、平面図等・見積内訳書
・耐震診断報告書（様式第2号）（補強設計・耐震改修工事を行う場合）
・改修計画書（様式第3号）（耐震改修工事を行う場合）

申請・問合せ 建設課施設グループ（総合庁舎）

〒059-1595 早来大町95番地 ☎ ㊟2516（建設課施設グループ直通）

公営住宅・特公賃住宅・町営住宅入居者募集

募集期間 5月1日(金)～5月14日(木)

○案内書および申込書の配布・受付(土、日曜日、祝日を除く)
 申込受付期間: 5月1日(金)～5月14日(木) 8時30分～17時15分

○受付場所
 ・建設課施設グループ(総合庁舎)
 ・住民サービス課(総合支所)

○必要なもの
 入居申込書及び同意書、世帯全員の所得証明書の写し(最新のもの)、世帯全員の住民票の写し、世帯全員が市町村民税を滞納していないことの証明書の写し、マイナンバーカード(個人番号カード)または通知カード

○抽選日時・場所
 募集住宅に対して重複した場合は、下記の日程で抽選を行います。抽選場所は地区によって異なります。

早来地区分 5月18日(月) 9時30分～総合庁舎
 追分地区分 5月18日(月) 13時30分～総合支所

○募集予定団地(募集予定団地は変更となる場合がありますので、受付場所でご確認ください。)

早来地区: 遠浅南公営住宅、早来あかね公営住宅、早来さつき公営住宅、早来大町東公営住宅、あけぼの特定公共賃貸住宅、早来さつき単身者住宅

追分地区: 追分南公営住宅、追分中央公営住宅、追分北公営住宅
 単身者用: 追分カームビレッジ特定単身者住宅

※令和2年6月1日より契約、15日以内に入居可能な方に限ります。
 ※胆振東部地震により被災された方を優先します。

問合せ 建設課施設グループ ☎②2516

あなたの暮らしの困りごとの相談に行政相談委員が応じます

年金の手続や制度について知りたいこと、借金や遺産相続について相談したいなど、あなたの暮らしの困りごとをお気軽ににご相談ください。

相談は無料。秘密は守ります。行政相談委員の自宅または電話で常時相談に応じます。

【総務省行政相談委員】

早来地区 水野 佐氏 (☎②3518)
 追分地区 平野秀樹氏 (☎②52774)

問合せ 総務課総務グループ ☎②2511

安平町まち・ひと・しごと創生総合戦略を1年延長しました

安平町の人口減少・少子高齢化対策に関する具体的な施策・事業を取りまとめる総合戦略について、令和元年度までとなっていた計画期間を1年間延長しました。なお、次期総合戦略は令和2年度中の策定を予定しています。

問合せ 政策推進課政策推進グループ ☎②2751

	年 度					
	H27	H28	H29	H30	R1	R2
改訂前	平成27年度～令和元年度(5年間)					
改訂後	平成27年度～令和2年度(6年間)					



【広報笑顔(スマイル)】

発行/安平町
 企画・編集/総務課情報グループ
 ☎059-1595 安平町早来大町95番地
 (☎②2511・FAX②2026)

安平町ホームページ

<https://www.town.abira.lg.jp>

安平町フェイスブック公式ページ

<https://www.facebook.com/town.abira>

ぬくもりの湯からのお知らせ

ゴールデンウィークイベント

4月29日～5月6日 期間中ソフトクリームとかき氷を50円引きで販売します。

子どもの日イベント

5月2日～6日 小学生以下のお子様全員に無料で駄菓子のつかみ取りを実施します。

5月5日 端午の節句(こどもの日)として露天風呂に菖蒲を浮かべます。

【5月の休館日】12日・26日(第2・4火曜日)

ぬくもりの湯 ☎②2968 (営業時間 11時～22時)

鉄道資料館開館スタート!

4月1日から、道の駅あびらD51ステーション内の安平町鉄道資料館が開館しています! 展示車両のSL「D51320号機」は全国屈指の保存状態で、現役当時さながらの迫力のある姿がご覧いただけるほか、車両のほかにも色々な鉄道関係資料を展示しています。また、キハ183-214の屋外展示もしていますので、多くの方のご来館をお待ちしています。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、キハ183-214の内部公開は現在行っていません。ご了承ください。



生涯学習だより

第211号



発行

安平町教育委員会

☎ 29-7036

FAX29-7030



早来郷土資料館も開館を開始しました。見学を希望される方は、教育委員会社会教育グループへお問い合わせください。(☎ 29-7036)

高齢者ふれあい大学 受講生募集!



教育委員会では、生きがいつくりと高齢者の方々が持つ豊かな知識を生かしてもらえるよう「高齢者ふれあい大学」を開講しています。主体的な活動を通し、いきいきとした生活を送るために様々な活動を実施していきます! 随時受け付けを行っていますので、興味のある方は教育委員会社会教育グループまでお問い合わせください。

- 学習内容 町外視察研修、講話、世代間交流など
- 対象 60歳以上の方で、通学が可能な方
- 実施期間 5~3月中に10回程度(予定)
- 活動時間 平日、10時~12時頃(2時間)
※学習内容によって変更あり
- 申込み 教育委員会社会教育グループ(☎29-7036)



※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、開講式の開催日は未定となっています。日程は受講希望の皆様にご案内します。



安平町文化スポーツ大会参加助成金について

安平町教育委員会では、「安平町文化・スポーツ大会参加助成金」という制度を運用しています。令和2年4月から、助成金の制度が以下、下線部のとおり変更になりました。助成金の申請など詳細については、教育委員会社会教育グループ(☎0145-29-7036)へお気軽にお問い合わせください。

●助成対象者

- (1) 町立学校の児童・生徒またはこれらの者で構成する団体(少年団、部活動など)
- (2) 安平町スポーツ賞または文化賞を受賞した町内在住の高等学校生徒
- (3) 安平町子ども文化賞または子どもスポーツ賞を受賞している町内在住の高等学校生徒
- (4) 安平町体育協会または安平町文化協会の加盟団体に所属している大学生以上の者、または安平町内で主たる活動を行う個人もしくは団体等
- (5) 町立中学校を卒業した者

●助成対象大会

- (1) 日本体育協会・全日本文化団体連合会
- (2) 北海道体育協会・文化団体協議会
- (3) 全日本・北海道の各競技連盟
- (4) 全国・北海道の各文化連盟
- (5) 文化・スポーツにおける国際的な団体
- (6) (1)～(5)に掲げる団体に準ずる団体として教育委員会が認めた団体

●助成対象経費

- (1) 交通費及び宿泊費(※)
- (2) 大会参加料
- (3) 教育委員会が特に必要と認めた経費

※助成対象経費詳細について

- ▶助成対象者が学生割引・団体割引の適用を受ける場合は、その額を基本とする。
- ▶交通費について、鉄道、船、航空機を利用する場合は実費、その他交通機関(自家用車等)を利用する場合は、道内1日 1,000 円、道外1日 2,000 円とする。
- ▶宿泊費は、安平町職員等の旅費支給条例に準じる。(→詳細はお問い合わせください。)

●助成金交付基準

◇助成対象者(1)～(3)

全道、全国、国際大会において助成対象経費 10 分の 10 以内で、教育委員会が必要と認めた額

※主催者等による選抜及び成績優秀での推薦を受け出場権を得た場合は、精査のうえ認定したもののみ助成対象とする。

※全道大会の宿泊については原則2泊以内とするが、教育委員会が特別に必要があると認めたときはこの限りでない。

◇助成対象者(4)、(5)

全国大会 5万円、国際大会 10万円

※対象者一名につき同一年度において国際大会、全国大会各一大会に限る。

太極拳メンバー募集

太極拳メンバーを募集しています！興味のある方、体験したい方はぜひお問い合わせください。

- 日時 毎週土曜日 13時30分～15時
- 場所 ぬくもりセンター多目的情報ホール
- 服装・持ち物 動きやすい服装、飲み物、タオル、底の薄い室内用運動靴
- 申込み・問合せ 090-8632-5032(森田)



安平町支え合い活動交付金、
社会福祉協議会助成金を受け運営しています。

安平町教育委員会では、町内団体の記事を募集しています。メンバー募集や団体主催の事業など、掲載を希望する場合は、発行月の前の月末(例:5月号掲載希望なら4月30日)までに教育委員会社会教育グループへご連絡ください。

※記事の量や内容、他団体との兼ね合いによっては、掲載時期の変更についてご相談させていただく場合があります。また、複数回の掲載を希望される場合、掲載の見送りについてご相談させていただく場合がありますのでご了承ください。

追分更生保護女性会 端午の節句事業 中止について

追分更生保護女性会では、毎年子どもの日の時期に合わせて「端午の節句事業」を実施していましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、五月人形の展示と読み聞かせ・お茶会を中止することになりました。毎年楽しみにしていただいている皆様には申し訳ありませんが、ご理解くださいますようお願いいたします。

体力づくり推進協議会及び南地区体力づくり振興会からのお知らせ

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、体力づくり推進協議会及び南地区体力づくり振興会では以下2事業の延期を決定しました。毎年ご参加いただいている皆様には申し訳ありませんが、ご理解くださいますようお願いいたします。

なお、延期後の開催時期については未定ですので、決まりましたら町広報紙等を活用してお知らせします。

- ①「歩こう会」 主催：体力づくり推進協議会（毎年5月第2土曜日に追分地区で開催）
- ②「南地区体力づくり振興会主催 ラジオ体操会」（毎年5～10月まで毎日開催）

安平山パークゴルフ場 4月11日(土)オープン!

4月11日(土)、安平山パークゴルフ場がオープンしました。お気軽にご利用ください!

営業期間：令和2年10月31日(土)(予定)

営業時間：8時～17時

利用料金 (※)午後…13:00～17:00

安平町民	大人1日	500円
	大人午後(※)	300円
	子ども1日	200円
町外からお越しの方	大人1日	900円
	大人午後(※)	600円
	子ども1日	400円
貸出用品(レンタル)	クラブ	200円
	ボール	100円

当日入場証明の補償金として、3歳以上の方1名につき100円お預かりし、ワッペンをお渡します。お帰りの際にワッペン返却で100円をお返しします。

子ども料金は3歳以上中学生以下の方が対象になります。



♨️パーク湯セットもあります♨️

各料金に大人+400円、子ども+200円で、ぬくもりの湯入浴券のセットが購入できます! プレーの後はぬくもりの湯で入浴しませんか?



※その他注意事項※

- その他料金(団体割引など)については、下記問合せ先にご確認ください。
- 町内の子ども園及び小中学校に通われている方につきましては、園または学校より配布される安平山スポーツセンターの利用許可証を提示いただくと、プレー料金が無料(レンタルは有料)になります。
- 町内からお越しの方は、身分証明書等現住所が分かるものをご持参ください。

問合せ

- 安平山パークゴルフ場(☎25-2514)
- 教育委員会社会教育グループ

(☎29-7036)

教育委員会議決事項等報告

- 令和元年度第16回教育委員会(3月25日開催)
- ①安平町生涯学習計画(第3期計画)の策定について
 - ②安平町障がい児特別保育実施要綱の一部改正について
 - ③安平町認定こども園運営費等補助金交付要綱の一部改正について
 - ④安平町文化・スポーツ大会助成金交付要綱の一部改正について
 - ⑤安平町スポーツセンター管理規則の一部を改正する規則の制定について
 - ⑥安平町遠浅グラウンド管理規則の一部を改正する規則の制定について
 - ⑦安平町文化財の指定について
- ※第1回教育委員会(4月21日開催)については次号でお知らせします。
教育委員会はどなたでも傍聴できますので、教育委員会事務局までお気軽にお問い合わせください。(☎ 29-7036)

～郷土史つづり～

その62「株ニッピを訪ねて」

文責

郷土史マスター

川内 つづり



一番最初のコラム①「タンニン工場『桜組製澁所』(明治36年～44年)」でご紹介した、日本最大級のタンニン工場の存在は、私自身大変驚いた歴史のひとつです。早来の町木であったカンワの木の皮からタンニンエキスを生産した産業は、日本の皮革産業を支えたと言っても良いと思います。しかし、豊富だった資源も急速に失われて、わずか8年で工場は撤退することになります。

桜組は、皮革、ゼラチン、コラーゲンなどの事業を行う会社(株)ニッピとなり、現在も東京都足立区にあります。

2010年8月、私は(株)ニッピを訪問しました。出迎えてくれたニッピの社員さんの車で案内されました。ゲートから広い敷地に入り、白い近代的なビルディングを複数通り過ぎると、当時を窺わせる旧社屋に到着しました。100年以上前の歴史ではありますが、案内して下さった社員さんは早来との繋がりをご存じでしたので、誇らしい気持ちになりました。大都会の一会社と安平村早来との点と点を結んだ「カンワ」の偉大さを感じました。その豊富な木材資源を求めて、翌年の明治37年には三井物産が馬車鉄道を敷設するのも不思議ではないです。

(株)ニッピさんからは、創立時の資料などのコピーを頂き、その後も資料を書簡で送って下さるご協力を頂きました。歴史上の関連企業が必ずしもこうして現在も残っているとは限りません。大変貴重な訪問でした。さて、次はどちらを訪ねましょう。

公民館図書室 NEWS!!

開室日 毎週火～日曜日 9時～17時

☎ 早来:22-3224、追分:25-2087

新しい本がたくさん入りました！早来・追分どちらの公民館の本も借りることがができますので、ぜひ図書室へお越しください。リクエストもお待ちしています！

早来公民館

〈一般書〉日本一の洗濯屋が教える間違いだらけの洗濯術(洗濯ブラザーズ)／世界一かわいいエゾモモンガ(進 啓士郎)／ロスねこ日記(北大路 公子)／熱源(川越 宗一)／イマジン？(有川 ひろ)

〈児童書〉ボランティアをやりたい！高校生ボランティア・アワードに集まれ(さだ まさし)／それでもがんばる！どんまいなペンギン図鑑(渡辺 佑基)／ドラえもん科学ワールド 未来のくらし(藤子・F・不二雄)／のんびりオウムガイとせっかちアンモナイト(三輪 一雄)／おべんとうしろくま(柴田 ケイコ)

追分公民館

〈一般書〉鴻上尚史のほがらか人生相談(鴻上 尚史)／病気は社会が引き起こすインフルエンザ大流行のわけ(木村 知)／天、共にあり アフガニスタン三十年の闘い(中村 哲)／できない相談(森 絵都)／野性の呼び声(ジャック・ロンドン)

〈児童書〉エメリン・パンクハースト(瑞樹 奈穂)／明日をさがす旅 故郷を追われた子どもたち(アラン・グラッツ)／ばけものつかい(せな けいこ)／あっちゃんあがつく たべものあいうえお(みね よう)／どんなかんじかなあ(中山 千夏)

今月の展示テーマ

『2019年度貸出 BEST20』

公民館図書室の昨年度の「貸出 BEST 20」を発表します！昨年度、図書室で一番読まれた本はなんでしょう？

「やっぱり！」それとも「意外！」？まだ読んでいない方も「あの感動をもう一度！」という方も、どうぞご利用ください。

◆ 読み聞かせ 5月日程 ◆	日時	会場
読み聞かせ ひまわり会	5月16日(土)13時30分～	遠浅公民館(遠浅コミュニティセンター)
読み聞かせ ありんこ会	5月9日(土)14時30分～	ふれあい交流館「みなくる」
ブックスタート読み聞かせボランティア赤ずきん	5月25日(月)11時00分～	おいわけ子ども園子育て支援センター

IT 犯罪から子どもを守る！

今年新型コロナウイルスによる感染拡大防止のための休校や外出自粛などにより、子どもたちが家にいる機会が増えています。家にいる時間が長くなるとスマホやパソコンに触れる時間が増え、トラブルに巻き込まれる可能性が非常に高まります。

不正アクセスやフィッシング詐欺、架空請求などのサイバー犯罪のほか、知識やモラルが不足しているために起こるトラブルもありますので、下記を参考に事件・犯罪に遭わないようスマホやパソコンを使用するときの注意点を確認しあったり、約束ごとを決めたりしましょう。

対策は「IT教育」「IT技術」の両面から！

・まずは話し合ってルール決めを！（IT教育）

ネットマナーに関するルールなどを話し合い、お互い納得のいくものを決めておくことが重要です。一方的なルールの押し付けでは納得いかず素直に聞き入れられない場合があるので、なぜそのルールが必要かを理解してもらいながらルールを決めましょう。

ルールの例

- ・ ネットを利用できる時間帯と使用時間を決め、ルール違反があった場合は使用を一時禁止とする。
- ・ アプリを入れる前に必ず相談し、会員登録が必要なサービスは利用しない。
- ・ 友人、他人の悪口や犯行をほのめかす発言をしない。
- ・ 見知らぬ人とメッセージ交換をしたり、自分の本名、住所などを SNS に書き込まない。…など

・ペアレンタルコントロールやフィルタリングの使用を！（IT技術）

ペアレンタルコントロール機能は、使わせたくない機能や使用アプリを指定するなどスマホやパソコンの機能制限を行うことができ、有害アプリのインストールやアプリ内での課金などを制限することができます。

また、フィルタリングは、有害・不適切なサイトへのアクセスを制限するサービスです。子どもたちをサイバートラブルから未然に守るためにもスマホのフィルタリング設定は、子どもの性格や成長度合いに合わせて必ず保護者が設定するようにしましょう。



● 不審電話に引き続きご注意ください！

春になって、役場や苫小牧警察署の職員を名乗る不審な電話の情報が寄せられています。個人情報やクレジットカード番号を聞き出そうとする電話は詐欺の可能性が高いです。少しでも怪しいと思ったら、相手の所属・氏名・電話番号を聞いた上で一旦切り、その後相手が教えた電話には電話をしないで、自分で調べた電話番号に電話して事実確認をしましょう。



不審者や不審車両を見かけたら
警察署・最寄りの駐在または役場総務課までご連絡を！
苫小牧警察署 ☎ 0144 ☎ 0110 追分駐在所 ☎ 2003
安平駐在所 ☎ 2339 早来駐在所 ☎ 2030
遠浅駐在所 ☎ 2211 役場総務課 ☎ 2511